

## 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ（第5回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成20年10月1日（水）14：00～16：00
- 場 所：総務省601会議室
- 出席者：森田座長、荒張委員、経塚委員、小室委員、菅原委員、高林委員、竹内委員、田中委員、水野委員、岐阜県財政課国島課長補佐、佐々木公営企業課長、高田財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）について
- (2) 新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（案）について
- (3) 地方公会計の活用・公表手法について
- (4) 地方公会計に関するQ&Aについて

### 【配付資料】

- 資料1 新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）
- 資料2-1 新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（案）
- 資料2-2 菅原委員提出資料
- 資料3-1 岐阜県提出資料
- 資料3-2 浜松市提出資料
- 資料4 地方公会計に関するQ&A（案）

### 【概要】

- 事務局から資料1の説明  
（概要）
  - ・ 手引書には売却可能資産について基本的な考え方、売却可能資産を選定する範囲と資産台帳整備の範囲との関連や売却可能資産の評価手法などを明示することを考えている。
- （出席者から主な意見・質疑等）
  - ・ 売却可能資産についてより理解しやすい内容となるよう、売却可能資産の選定から売却までの一連のプロセスについて、図表などを用いて明示してはどうか。
- 事務局から資料2-1、菅原委員から資料2-2の説明  
（概要）
  - ・ 連結財務書類実務手引の構成として、大きく共通論点と個別論点（基準

モデル、総務省方式改訂モデル)に区分して、共通論点では連結の範囲、連結作業の手順の概要、解説や作成スケジュールなどを記述し、個別論点では、基準モデルについて「のれん」や「少数株主持分」の考え方、水道事業や病院事業などの法定決算書類の読替(組替)方法などを記述し、総務省方式改訂モデルについては、水道事業や病院事業などの法定決算書類の読替(組替)方法、簡易水道事業などの法非適用事業に関する市町村向け作業用ワークシートの取扱説明書を記述することとしている。(資料2-1)

- ・ 基準モデルの個別論点においては、法定決算書の勘定科目を基準モデルの勘定科目へ組替をする際、番号を用いて組替表で示すこととしている。(例示：水道事業)(資料2-2)

(出席者から主な意見・質疑等)

- ・ のれんや少数株主持分の計上の際しての時価評価については、重要なものを除き簡便的な方法による評価も認めることや、相殺消去についても重要なものを除き段階的に整備することを認めるなど、連結財務書類作成における簡便的な方法を認め、当該手引書に記述する必要があるのではないか。
- ・ 上水道事業などの資産については、インフラ資産に当たるか事業資産に当たるかの定義を整理するなどを行った上で、詳細な説明を記述すべきではないか。
- ・ 一部事務組合と連結する際の経費負担割合については、年度により変更する可能性があるため、その場合の資産計上の取扱いなどについて記述すべきである。

○ 岐阜県国島課長補佐から資料3-1、浜松市(高林委員)から資料3-2の説明

(概要)

- ・ 財務会計システムと公共事業執行支援システムと構築させたことにより、遊休資産や貸倒引当金などが明確になり、職員のコスト管理意識改革に寄与した。また、IR活動での利用なども行っている。予算編成等の内部管理としての利活用が今後の課題である。(資料3-1)
- ・ 市民にわかりやすい説明ができるよう、市民の1人当たりのコストなどを作成している。(資料3-2)
- ・ 今後は施設別の連結行政コスト計算書を作成し、施設の使用料を設定する際の資料として利活用することを考えている。現在、検討していることは、予算編成における行政コスト計算書の活用であり、今後20年間の行政コストを算出し、施設をつくるべきかどうかを検討する際の判断材料として活用することを考えている。(資料3-2)

(出席者から主な意見・質疑等)

- ・ 岐阜県で整備されている公有財産台帳は、取得価額や耐用年数などが整備されているのか。
  - 耐用年数は整備されていない。額については、取得価額の場合もあれば、評価した価格での表示となっているものもある。
- ・ 浜松市の報告書はどのような位置づけか。
  - 議会における決算審査の参考資料である。

○ なお、資料4については、時間の都合により、後日各委員から意見等を求める取扱いとした。

○ 今後の予定

- ・ 次回は10月28日(火) 14時から開催予定。